

パブリックコメント手続要綱(素案)への区民意見等について

1 意見募集期間

平成20年12月25日～平成21年1月30日まで

2 提出者数

区分	種 別				計
	書面	FAX	メール	電話	
個人	0	4	2	0	6
団体	1	1	1	0	3
議会	2	0	1	0	3
計	3	5	4	0	12

3 意見数

分野別内容	件数
全 般	3
目 的	3
実施機関	8
手続の対象	3
適用除外	1
案の公表	10
意見提出期間	2
意見の提出	2
意見の考慮	2
結果の公表	1
そ の 他	2
総 計	37

4 意見に対する対応

対応区分	件数
1 要綱に反映させました。	8
2 運用の中で配慮していきます。	22
3 今後の検討課題とします。	4
4 ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	1
5 その他	2
総 計	37

意見

整理番号	内容	分野	対応・考え方	対応区分
1-1	政策実施、意思決定について、行政や議会がその責任と権限を負うことが基本であり、パブリックコメントは、政策決定される前の参考意見としての取り扱いであることに、行政は注意が必要と考える。特に無責任な意見や偏りがある意見については、格別の注意を払って参考とすべきである。	意見の考慮	政策の策定等は実施機関、区議会の責任と権限のもとに最終的な意思決定を行います。その過程で区民の意見を募り政策に生かしていくのがパブリックコメントの目的とするところです。政策案を最終的に決定する際には、提出された意見が政策に反映すべき意見か否かなどの点を十分に考慮していきます。	2
1-2	意見提出機関が30日以上となっているが、多くの案件が30日となるのではないかと思われる。重要案件や関係団体の都合、夏休みや年末年始などの暦等にも十分に考慮し、提出期間を検討し設定すべきである。	意見提出期間	政策等の案の内容に応じて、制度運用の中で配慮していきます。	2
2-1	1（目的）の説明の（2）を全面カットすること。どんなに区民の意見があっても、最後は、「区長と議会が決める」とあえて強調する理由はない。目的の趣旨の誤解を招くので説明の（2）は削除すべきである。	目的	政策の策定等は実施機関、区議会の責任と権限のもとに最終的な意思決定を行います。その過程で区民の意見を募り政策に生かしていくのがパブリックコメントの目的とするところです。説明の表現については修正します。	2
2-2	2（用語の定義）の「1（2）政策の策定等 次に掲げるものをいう」に新たに「アからエまでに掲げるもの、あるいは準ずるものとして区民が必要と求めたもの」を加えること。 住民から新たな施策や変更に対して意見がある場合は、住民側からパブリックコメントの実施を求められるよう区民の請求権を整備すべきである。	手続の対象	パブリックコメント手続は、区民に政策等の案に対して意見を提出する機会を保障することを目的としています。制度の運用において、区民の意見を考慮し政策に生かしていくよう努めていきます。また、制度が区民に浸透するよう努めていきます。	4
2-3	3（2）制度の実施機関に、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員を含むこと。 23区では、パブリックコメント制度を持っているほとんどの自治体が教育委員会、選挙管理委員会、監査委員を実施機関に含めている。区長部局だけでは制度の趣旨が生かされない。とりわけ、教育委員会は、学校教育や社会教育、図書館など区民に密接な所管であり、住民参加は欠かせない。実施機関に含むこと。	実施機関	選挙管理委員会及び監査委員についても実施機関に含めていきます。教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。	1
2-4	5（政策等の案の公表）について 1、2に加えて「3 予告制度」を追加すること。意見募集が十分に周知できるよう広報誌やホームページを活用して、区民に区が新たな政策等の発表をおこなう予定があることを余裕を持って事前に周知すること。	案の公表	意見提出期間について、行政手続法に準じて30日以上と定め、意見募集の周知や意見の提出に必要な期間を確保しています。予告制度については、パブリックコメント手続を運用する中で取り扱いを検討していきます。	2

整理番号	内容	分野	対応・考え方	対応区分
2-5	5（政策等の案の公表）について 公表にあたっては、区民が区政の状況を客観的に理解できる十分な資料を添付すること。	案の公表	公表にあたって政策案の内容が理解できるよう、必要に応じて資料を添付していきます。	2
2-6	5（政策等の案の公表）について 広報紙・ホームページ上に、パブリックコメントを募集している政策等の案が一覧できるコーナーを作ること。	案の公表	ホームページ上に、パブリックコメントのメニューを用意し、意見募集中の政策等の案が一覧できるようにします。区報については、掲載スペースが限られているため一覧表の掲載は難しいと考えられますので、ホームページの紹介などで対応していきます。	2
2-7	5（政策等の案の公表）について 政策案に関係する団体・個人に対して、公表内容を区側からメール等で周知する登録制度を作ること。	案の公表	政策等の案に関係する団体等に対しても公表内容を周知し、意見を募集していきます。	3
2-8	5（政策等の案の公表）について 高齢者や障害者が、内容を理解できるような手立てと周知を実施することを明記すること。子どもの権利や福祉・教育に関わるものについては子どもの意見表明権を重視し、積極的に意見募集を行うこと。	案の公表	高齢者や障害者が内容を理解できるわかりやすい公表内容となるよう運用の中で配慮していきます。また、子どもからの意見募集についても手法を検討していきます。	3
2-9	7（意見の提出）について 高齢者や障害者、子どもが意見提出できるような補助手段を講じることを明記すること。	意見の提出	意見提出期間内に意見の表明が可能になるよう、制度運用の中で柔軟に対応していきます。	2
2-10	7（意見の提出）について 区民意見を口頭で述べる機会を確保するために、区民の求めがあれば、公聴会の開催を行うことを明記すること。	意見の提出	政策等の案の公表手法の一つとして、説明会等の開催については、具体的な案件に応じて検討していきます。	2

整理番号	内容	分野	対応・考え方	対応区分
3-1	私たちの団体は、社会教育館をよく利用しています。社会教育政策について、パブリックコメントの機会がないのは、変ではないでしょうか。私たちは、子育てについての政策、教育についても、大きな関心を持っています。このことについて教育委員会へのパブリックコメントができないのは、おかしいと思います。他区のパブリックコメントも参考にしてください。	実施機関	教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。	1
4-1	「目黒区パブリックコメント手続要綱の考え方について」という表題ですが、わかりにくい表現です。「目黒区パブリックコメント手続要綱（素案）」という表現だけでいいと思います。	その他	本件の意見募集後には、「目黒区パブリックコメント手続要綱」となります。	5
4-2	1（目的）の項 説明の部分 <案の段階から区民の意見を公募し、意見を考慮して策定等を行うように努めてきたところである。> ほんとうに、そうだったのでしょうか。例えば、中目黒JR跡地の利用計画は、すべての区民が、利用する権利のある公共用地の計画です。全区民を対象として、説明を行い、意見を聞くプロセスはありませんでした。すべての区民が、そのサービスを受ける権利がある政策であれば、すべての地区ごとに説明し、意見をきく会をもってほしい。町会、住民会議の役員の組織動員に依拠するだけでなく、一般区民が参加しやすいように努めていただきたい。（会を休日の昼間に開くなど）必要なときは、発言する機会の少ない、高齢者、障害者、子どもたちにも説明し、意見をきく会も考えてほしい。なお、挙手した人の意見はすべて聴くべきです。 * 区民からの意見を求める機会を設けることにより、の前に政策素案の説明を区民に充分に行い、つぎに、を挿入する。公表するだけでなく、説明することが必要です。	案の公表	施設整備は、生活環境など近隣区民への影響を考慮し、周辺住民に対し説明会なども含めて意見・要望を伺っていきます。一方、区の基本計画や実施計画の案など全区的な意見を求める案については、地区の説明会など丁寧な説明会を心がけ、多くの方の意見を伺えるよう努めていきます。	2
4-3	3（パブリックコメント手続の実施） 説明の部分 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員を含まない理由がわからない。この分野には、パブリックコメントがいらぬ聖域との考えでしょうか。パブリックコメントが必要な重要な分野です。区長の権限外というなら、しかるべき権限ある責任者にパブリックコメントを送り、権限ある責任者が政策決定の際にパブリックコメントを考慮すればよいのではないのでしょうか。従って、説明（2）の部分は削除すべきです。	実施機関	選挙管理委員会及び監査委員についても実施機関に含めていきます。教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。	1

整理番号	内容	分野	対応・考え方	対応区分
5-1	4（適用除外）について (4) 付属機関である教育委員会がこの手続きの適用を受けないというのは、区民の学習権を疎外し、区政運営の透明性の向上や、開かれた区政の推進に反するのではないかと懸念されている。最近の学校現場では、子どもたちの放課後支援に地域の人の協働が求められ、放課後フリークラブのような実践が行われている。このような協働事業が行われる場合、計画段階から区民が参画すべきと考えるので、パブリックコメント手続要綱は必要だと思ふ。教育委員会が一般行政からの独立をいうのであれば、教育委員会独自の手続き方法を早急に策定すべきと考える。	実施機関	教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。	1
6-1	パブリックコメントについて、この意味さえ良く判らない人がほとんどだと思われる。区民の知らない所で力の正義が公然と行われている。特に大切な教育委員会を対象外であるとのこと。ホームページを見ても理解出来にくい。区民にキチント判る様に説明するように求めます。	実施機関	教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。制度の開始に当たっては、区報やホームページで手続の内容をわかりやく周知していきます。	1
7-1	区政政策等に合意形成の努力を 本制度の「パブリックコメント手続要綱」は、あくまで区民参加・参画のひとつの手法であること、またその前提となる情報提供・共有、合意形成に努めることが重要であり、区民と行政との信頼関係の構築が何よりも重要です。意見提出期間はもちろん、結果の公表後も合意形成に向けて更なる工夫・努力が大切です。	全般	パブリックコメント手続は、区民に政策等の案に対して意見を提出する機会を保障することを目的としています。制度の運用において、区民の意見を考慮し政策に生かしていくよう努めていきます。	2
7-2	「パブリックコメント手続」のみにとどまらず説明会や意見交換の実施を 「意見公募手続」をすることを理由に、関係団体などと説明会や意見交換などを行わないことが増長されることが危惧されます。区は、要綱(素案)の目的を達成するために「意見公募手続」のみに矮小化せず、様々な方法で区民の意見を聞いたり、説明責任を果たす必要があると考えます。この考え方を明示するとともに、「区民意見の把握や区のアカウンタビリティ（説明責任）を果たすため積極的に説明会などを実施する」ことを表記するよう求めます。	案の公表	政策等の案の公表手法の一つとして、説明会等の開催については、具体的な案件に応じて検討していきます。	2
7-3	「適用除外」についての意見 制度の実施機関に教育委員会が含まれていません。教育委員会の独立性は保障されなければなりません。早期に「目黒区教育委員会パブリックコメント手続」の策定を求めます。	実施機関	教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により（合議制の）教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。	1

整理番号	内容	分野	対応・考え方	対応区分
7-4	職員参加について 行政内部の検討においても形式的な「職員参加」の傾向が進んでいます。「職員参加」についても十分な検討と期間を保障するように求めます。	その他	政策等の案件に応じて、職員意見についても配慮していきます。	2
8-1	「目黒区パブリックコメント手続要綱」においては、「政策の策定等を行う過程」において、パブリックコメントを区民から求めるとされている。また、ホームページ上にも「案」を示し意見をきくとなっている。政策形成のどの段階で聞くかは明確でない。「構想」「素案」「案」のどの段階できくのか明らかにすべきである。どの段階で聞くかが行政の一方的な判断に委ねられがちになるので、少なくとも現状から前進し「政策形成過程での区民参加」が進むよう配慮すべきである。パブリックコメント制度を含めた区民意見を聴取するための区側の体制を整備すべきである。協働推進方針（パブコメ・区民提案・審議会見直し）に止まらず、自治確立のための制度・政策を体系化すべきである。以上のことを「目的に」に明示すべきである。	目的	パブリックコメント手続は、意思決定前のできるだけ早い時期に実施し、原則として素案がまとまった段階で行うこととします。区民からの提案など平成18年に策定した協働推進方針も踏まえながら、行政への参加の充実について、今後検討を進めていきます。	3
8-2	区の組織改正を要綱の対象外にすることについて。保健福祉サービス事務所の廃止統合案を、福祉部組織改正にすり替え、区民意見の募集を行わなかった。組織改正問題として扱うことで、「パブリックコメント制度」をのがれたわけである。従って、政策の改正を、組織改正として扱い制度逃れをすることを禁止する処置を執るべきである。その為には、組織問題は、単純な変更部分とし、政策に係わる部分は対象となるよう定義すべきだ。	手続の対象	パブリックコメント手続の対象の選定については、制度の目的に照らして適切な運用となるよう努めていきます。	2
8-3	条例における「区民の権利の制限、義務の付加」について 人権規約・憲法・法律に基づいて人権は侵害されないことを明示したうえで、60条例程度が対象とされているようだが、条例上具体的に想定している制限や附加の内容を説明しておくべきである。	手続の対象	条例における具体的な制限や附加の内容については、実際の制度運用の中で個別に検討していきます。	2
8-4	適用除外について それぞれ、法定でありなじまないもの、法律により行うことが定められているもの、審議会等が行うもの、を「説明書」ではなく要綱にわかりやすく記する方がよい。	適用除外	適用除外となるものをすべて想定して要綱に規定するのは難しいため、個別の事例ごとに判断し、事例を積み重ねていきたいと考えています。	2

整理番号	内容	分野	対応・考え方	対応区分
8-5	できる限り周知することが必要だが、区報もホームページも見ない世帯が一定程度存在する。ミニコミの活用や個別配布など委員会審査の中で例示されていたが、「その他適切な方法」を、具体的に工夫すべきだ。	案の公表	政策等の案の内容に応じて、最も効果的な周知方法を工夫していきます。	2
8-6	30日あれば良いとするのではなく、運用するときは30日以上期間を確保すること。	意見提出期間	意見提出期間については、行政手続法の規定に準じて設定しています。30日を最低限の日数として、具体的な日数は政策等の案の内容に応じて判断していきます。	2
8-7	「政策決定に当たって、区民意見を考慮する」ではなく、「立案における区民意見の反映」とすること。	意見の考慮	政策の策定過程で区民の意見を募り政策に生かしていくのがパブリックコメントの目的とするところです。政策案を最終的に決定する際には、提出された意見が政策に反映すべき意見か否かなどの点を十分に考慮していきます。	2
8-8	協働・区民参画・区民参加・区民意見の反映は、言うまでもなくパブリックコメント制度のみに集約されるものではなく、その体系化と実現が必要である。事実上行われている「意見反映」の仕組みが低下することがないように十分考慮する必要がある。従って、パブコメ制度のみを、急ぐ必要はない。3月の作成時期はメドとし、多くの区民の声を反映させ、より良い制度にするべきである。	全般	パブリックコメント手続の導入により、現在行われている区民意見反映の仕組みの定着化を図っていきます。	5
8-9	各地で制定が相次いでいる「自治基本条例」では住民投票の規定を設けているところもある。例えば、「市長と市議会は、住民投票の結果を尊重します」という規定になっている。「最終的な意思決定は区長と区議会が・・・行う」（頁1・説明文(2)は、よけいな文言。むしろ、区長と区議会こそ「住民自治」およびパブリックコメントの精神を理解し血肉化することが必要なのである。	目的	政策の策定等は実施機関、区議会の責任と権限のもとに最終的な意思決定を行います。その過程で区民の意見を募り政策に生かしていくのがパブリックコメントの目的とするところです。説明の表現については修正します。	2
9-1	私は文化関係の活動をしています。多くの人々が集ることから、文化が活発になります。目黒区内には区民が集り自由に文化活動を行うホールや集会場が不足しています。区民が主人公となり、音楽会やスポーツイベントほか文化行事が開けるような場所づくりを優先して欲しいです。区役所をもっと開かれた場所にして欲しいです。パブリックコメント手続き要綱のうち、殊に文化関係を削除しようかという動きがあるやの情報がありませんが、何かの間違いであってほしいと思います。文化こそ大事です。パーシモンホールや集会場の活用には多くの区民の意見を聞いた上で、出来るだけ多くの区民が参加でき元気がでるような施策を進めてくださるようお願いいたします。	実施機関	教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により（合議制の）教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。	1

整理番号	内容	分野	対応・考え方	対応区分
10-1	パブリックコメントの募集に当たっては区がパブリックコメントを求めていることがわかりやすい広報に努める必要がある。たとえば、募集期間中はホームページのトップに常に出で来る。概要版などの住区センターに置く場合もパブリックコメント募集中のコーナーを設けるなど形式だけではなく実際に区民が気がついて意見を出せるような仕掛けが大切である。ぜひ、ご検討ください。	案の公表	ホームページ上に、パブリックコメントのメニューを用意し意見募集中の政策等の案が一覧できるようにするなど、わかりやすい広報に努めます。	2
11-1	パブリックコメント、何のことでしょう、区議さんに聞きました。「わかりません、何ですかそれ！」議会で話し合われていないのですか？知人からもれ聞くとところでは、「インターネットに公表されているけれど良くわからない～」「私個人はインターネットやってません」「時代遅れ！」といわれました。パブリックにコメントを（区民から）聞くことなんですか？何でも教育委員会は、対象外だそう～教育委員会といえば学校教育、図書館、文化の諸問題、社会教育～すべてに関わる大切な部局ですね。区民の日常と深く関わり合っているはず。又最終的には総て区長一任だとか～民主的ではありませんね～区報を一年分ひっくり返してみましたが、出て来ませんでした。誰が決めて何をしようとしているのか～どうか区民に判かる様に説明してください。	実施機関	教育委員会については、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会自らが管理・執行する事務が明確化されたことから、独自にパブリックコメント手続を整備していきます。制度の開始に当たっては、区報やホームページで手続の内容をわかりやく周知していきます。	1
12-1	要綱を制定するからには、これまでの意見募集より充実した制度となることを望みます。結論ありきで、区民の声を聞いたというアリバイ作りのためだけのパブ・コメでは意味がありません。計画（結論）変更も可能な日程でパブ・コメを実施してください。	全般	パブリックコメント手続は、意思決定前のできるだけ早い段階、原則として修正が可能な素案の段階で実施していきます。	2
12-2	意見に添えない場合は、否定するだけでなく、添えない理由を付することとしてください。	結果の公表	提出された意見に対する区の考え方について、結果の公表時に明らかにしていきます。	2
12-3	区民が説明会を要望する場合は、説明会を実施することを定めてください。	案の公表	政策等の案の公表手法の一つとして、説明会等の開催については、具体的な案件に応じて検討していきます。	2